

# みらい1分ニュースレター

2010/4/26 第35号  
毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

今回も「非居住者企業」に関するテーマです。

会計帳簿が不完全、証憑に不備あり等の理由から正確な課税所得が計算できない場合、推計課税を行う仕組みは日本と同様です。

みらいコンサルティング(株)  
国際ビジネス部  
中国ニュース配信サービス事務局  
Peoples Republic of China

### テーマ

## 「非居住者企業の 所得税徴収管理法に関する通知」

— その1 国税発「2010」19号

### ←ポイント

- ✓ 交付部門 : 国家税務局
- ✓ 施行日 : 2010年2月20日
- ✓ 内容 : 非居住者企業<sup>(\*)</sup>において、正確に課税所得および所得税額の計算が出来ない場合、推定する利益率(推計利益率)を用いて計算します。

(\*) 非居住者企業…外国(地域)法に基づき設立されており、かつ①(中国)国内に関連機構があるものの管理機構は国外にある企業 または②国内に関連機構も管理機構も設置されていないが、中国国内からの所得を得ている企業。

### ←解説

### 【非居住者企業における所得税の徴収管理方法】

中国の企業所得税法、税収徴収管理法およびその実施細則には、非居住者企業について、会計帳簿を適切に管理し、合法的かつ有効的な計算方法・記帳方法に基づいて課税所得額を算出し、正確な企業所得税を申告・納付する義務が定められています。

一方で、非居住者企業の会計帳簿が不完全な場合、また資料不足等により確認が難しい場合や、その他何らかの原因により、正確な課税所得額を計算することが困難である場合には、税務機関は、以下の「推計課税方式」で課税所得額を算出します。

#### 【推計課税方式】

◆ 収入は計算できるが、原価を計算できない場合:

⇒ 課税所得額 = 収入総額 × 推計利益率(※) [A]

◆ 原価は計算できるが、収入を計算できない場合:

⇒ 課税所得額 = [原価総額 / (1 - [A])] × [A]

◆ 販管費の支出総額は計算できるが、収入および原価を計算できない場合:

⇒ 課税所得額 = [経費支出総額 / (1 - [A] - 営業税率(5%))<sup>(\*)2</sup>] × [A] <sup>(\*)2</sup> 営業税率は業種によって異なります。

(※) 税務機関による推計利益率[A]は、以下を基準として決定されます。

- ① 請負工事作業・設計・コンサルティング業務 ..... 15~30%
- ② 管理サービス業務 ..... 30~50%
- ③ その他の役務または役務以外の経営活動 ..... 15%以上

(執筆: 李 東旭 li dongxu)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)  
◇ [大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010  
◇ [名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

